

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。 毎年多数の温かい募金をご協力頂きありがとうございます。

コロナ禍の中ではありますが、非接触になるように感染予防をしっかりと行って街頭募金を行います。
皆様の温かいご協力をお願い致します。(赤い羽根共同募金の使い道についてはP2をご覧ください)



目次

赤い羽根共同募金	P2	ちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」...	P5
除雪サービスのお知らせ	P4	社協からのお知らせ	P6
		愛情銀行について	P8



2021年度恵庭市
共同募金ピンバッジ
ロボット×赤い羽根

発行／社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会

〒061-1446 恵庭市末広町124番地

E-mail: syakyo@eniwa-syakyo.or.jp HP: <http://www.eniwa-syakyo.or.jp>

【事業管理課】TEL:0123-33-9436 FAX:0123-33-9709

【事業推進課】TEL:0123-32-0007 FAX:0123-29-5833

【介護サービス課】〒061-1446 恵庭市末広町125番地1 TEL:0123-33-1120 FAX:0123-33-1121

赤い羽根共同募金

つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～



今年も10月1日から始まります！ 赤い羽根共同募金！

昨年は皆様のご協力により、「**6,406,422円**」のあたたかい心が込められた募金が集まりました。

赤い羽根共同募金は、「自分の町を良くする仕組み」

“**恵庭市**”の様々な事業に活用されます。

今回は、皆様から集まった募金が何に使われているのかご紹介いたします。

赤い羽根共同募金って
何に使われてるのかな？

恵庭市内の福祉事業に！

地域の交流の場づくり



【ふれあいサロン事業】

福祉のまちづくり



【小地域ネットワーク事業】

次のページで
事業の一部を紹介します！
今回は、「ボランティアセン
ター」についてです！

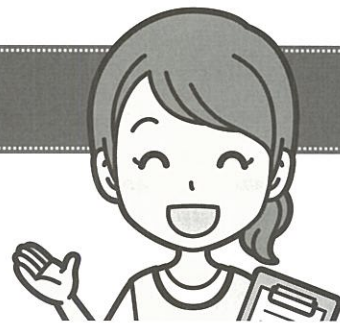
コロナ禍でも活用される赤い羽根共同募金！

集まった募金は、コロナ禍の中、活動されている道内の団体にも活用されます。

地域の子どもたちに向けた配食サービスをしている子ども食堂や、就労支援事業所に向けた機材配布事業を行っている団体・コロナ禍における電話相談窓口を開設している団体等を支援しています。

ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、皆様からの赤い羽根共同募金の助成金を使用し、様々なボランティア関係の事業を行っております。今回は一部を紹介します。



ボランティア体験プログラム

～ボランティアについて市民の皆様知ってもらうために～

手話、点字、朗読、要約筆記の体験を行う事業です。初心者向けなので、講師が一人一人丁寧に指導してくれます。

※今年度の申し込みや詳しい内容についてはP7をご覧ください。



児童・生徒のボランティア活動普及事業

～福祉教育の場づくりに～

市内の小・中・高校で行われている福祉体験や地域交流、ボランティア活動にかかる経費を助成しています。

車いす・高齢者疑似体験などの福祉体験を行うなど、高齢者や障がいのある方の理解を深めるための授業等を行っています。



他にも、恵庭市白雪会・恵庭市子ども会育成連合会・恵庭市ことばを育てる親の会・恵庭市老人クラブ連合会・恵庭市手をつなぐ育成会等市内の様々な団体の運営・交流・事業のために使われているんだ！



そうか！赤い羽根共同募金は
“恵庭市”の高齢者・障がい者・大人も子どもみんなの暮らしを豊かにする
仕組みとして使われるんだ！

だから赤い羽根共同募金は、
じぶんの町を良くするしくみ。
って言われるんだね！



今年もご協力お願いします。





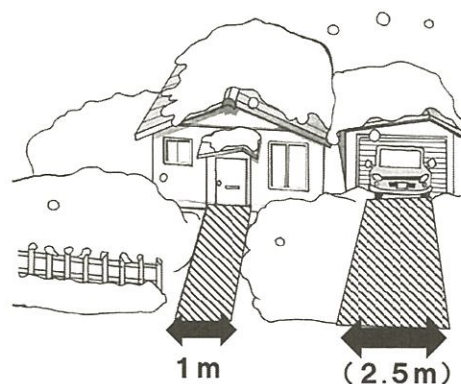
除雪サービスのお知らせ



この事業は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした事業です。

原則、恵庭市による道路除雪が行われた場合（目安として10cm程度の積雪）で、当日の午前中に行います。

昨年度までは恵庭市が実施しておりましたが今年度より本サービスは恵庭市社会福祉協議会が実施することとなりました。サービスの内容に変更はありません。



利用を希望する方は社会福祉協議会（32-0007）までご連絡ください。

利用できる方

①～③全ての要件を満たした場合に対象者となります

- ①市内に居住していること ※自宅以外（介護保険施設等）への居住は、原則対象となりません。
- ②世帯員全員が「65歳以上」であること又は「身体上の理由により自力除雪ができない」こと
※自力除雪の可否は、本人の疾病（通院・投薬）や既往歴、現在の身体状況を把握し判断します。
65歳未満の方は、障がい者手帳や介護認定の内容を、自力除雪可否の判断基準とします。
※85歳以上の方は、自力除雪が困難と判断します。
※世帯に就労者がいる場合は、原則対象となりません。
※除雪機・融雪槽・ロードヒーティングが使用できる場合は、原則対象となりません。
- ③他に除雪を依頼できないこと
※支援を依頼できる肉親（子・きょうだい等）や友人が、同一町内にいる、500m以内に居住している場合は、原則対象となりません。

除雪の実施期間

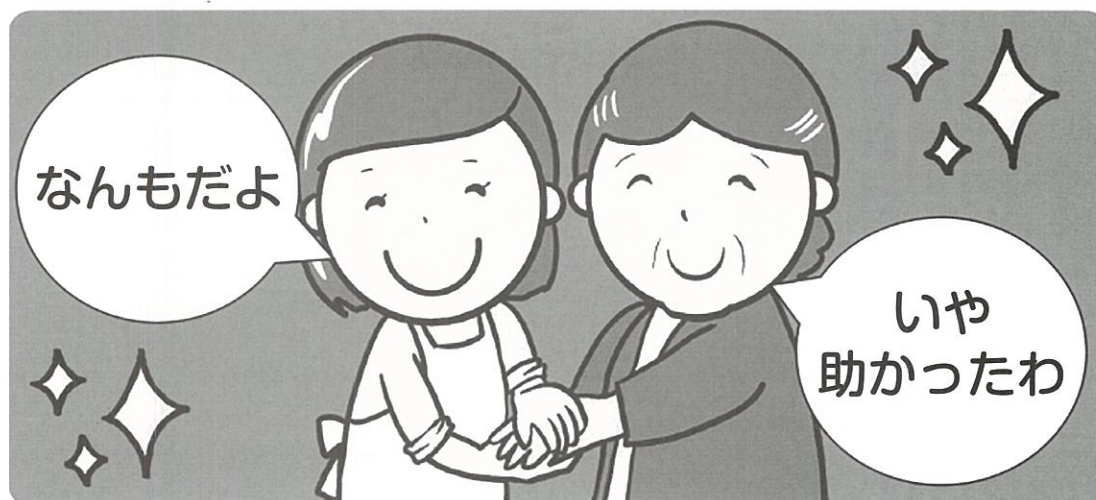
令和3年11月から令和4年3月まで

除雪の範囲

玄関から公道まで概ね1m幅通路の確保を行います。

- ※自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。（物置として利用しているので車庫前除雪を希望したい等の、単に生活の利便性を向上させるための車庫前除雪は行いません。）
- ※市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住者も使用する共用部分（階段等）の除雪は行いません。

ちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」のお知らせ



恵庭市社協では9月から恵庭市からの委託によりちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」が始まりました。

このサービスは有償ボランティアで困っている方を支援する仕組みで、住民同士で助け合い解決するものです。社会福祉協議会では困っている方と支援する方のマッチングを行います。

ご利用を希望する方、活動にご協力いただける方は社会福祉協議会(32-0007)までご連絡ください。

ちょこっとお手伝いの内容

- | | | | |
|------------|-------------|------------|-------------|
| ・電球交換 | ・お庭の草取り、水やり | ・仏壇の掃除 | ・窓ふき |
| ・高い所のホコリとり | ・買い物の手伝い | ・お化粧のお手伝い | ・お話し相手 |
| ・いっしょにお留守番 | ・散歩の付き添い | ・ちょっとした縫物 | ・ちょっとした大工仕事 |
| ・衣替え | ・ごみ出し | ・産前産後のお手伝い | ・代筆(郵便物) |
| ・灯油運び | ・かんたん家電の配線 | ・玄関前除雪 | |

※介護保険制度など既存の公的サービスが利用できる場合は利用できません。

利用できる方

市内に在住する方のうち、

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 高齢者のみの世帯 | (2) 障がい者のみの世帯 |
| (3) 介護をされている世帯 | (4) ひとり親、子育て世帯 |

協力いただける方

市内に在住または市内に通勤・通学する方でこの事業を理解し、熱意を持って協力いただける方

利用料金

1回あたり30分で350円です。最大2時間まで利用できます。
※ただし、除雪は別料金となります。玄関前除雪は1回1,400円です。

利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始除く)
※除雪については時間帯応相談となります。

社協からのお知らせ

生活支援相談窓口を設置しています

「失業したが次の仕事が決まらない」「家賃や水道光熱費等を滞納している」等生活の困りごとの相談をお受けします。

就職に向けた就労支援、住居確保給付金(要件等は下記に記載)、生活福祉資金の貸付による生活費等の借入(貸付には要件があります)を計画に位置付ける等、自立した生活の見通しについて相談者の方と一緒に考えて計画を作成し支援を行います。

住居確保給付金について

失業等により収入が減少してしまったために家賃を支払えなくて滞納し、住居を失った方または失うおそれがある方を対象に家賃相当分を給付する(給付額には限度額があります)制度です。

申請は生活支援相談窓口でお受けし、給付金の送金は恵庭市(保健福祉部福祉課)が行います。

【主な対象要件】

- ① 離職等により生活に困窮し、住居を失った方または失うおそれがある方
- ② 離職後2年以内。就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が本人の都合によらず減少した方。
- ③ 離職前に自らの労働により生計を維持していた方
- ④ 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークで求職活動を行う方
- ①～④の他、収入基準や金融資産等により諸要件があります。

支給期間

原則3か月。誠実かつ熱心に就職活動を行う等一定の要件を満たすことで延長が可能です。

生活福祉資金貸付事業について

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により経済的自立と生活の安定を目指すことを目的とした貸付事業です。

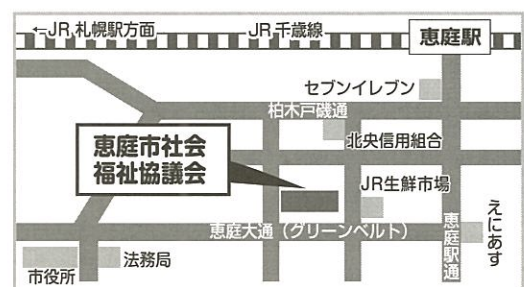
この他新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入が減少した世帯を対象とした特例貸付もございます。

生活福祉資金貸付事業及び特例貸付は、申請には諸要件があるほか審査に時間がかかります。

詳しくはお電話でお問い合わせください。

相談予約・お問い合わせ先

恵庭市社会福祉協議会 恵庭市末広町124番地
TEL.33-9436 FAX.33-9709





令和3年度 ふれあい福祉まつりの中止について

例年、地域の皆様に福祉についてのご理解を深めていただくことを目的に「ふれあい福祉まつり」を開催しておりますが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福祉の増進に尽力された方や団体に対しその功績をたたえるための表彰式のための開催とし、福祉団体などの出展・映画会・抽選会等は中止しました。

2年連続の休止となりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。



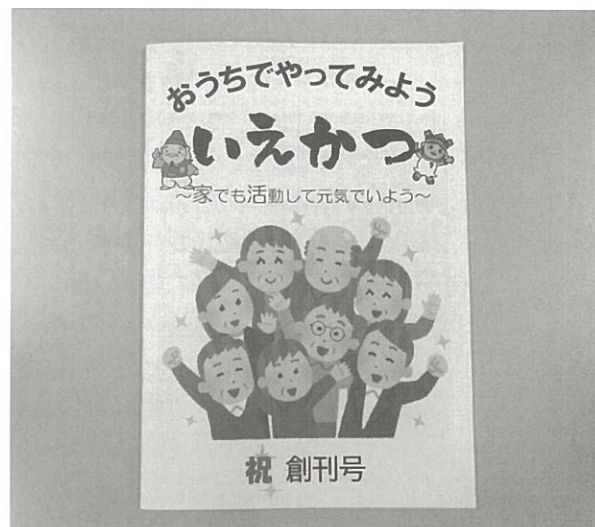
おうちでやってみよう「いえかつ」＜創刊号＞を作成しました

新型コロナウイルスの影響で、特に高齢者の方の活動の自粛が長期化したことにより、健康管理が懸念されています。

このような状況の中、恵庭市社会福祉協議会では、地域包括支援センター、恵庭市と協力し、家でもできる簡単な脳の体操クイズやご当地クイズ・お役立ち情報をまとめた冊子、“おうちでやってみよう「いえかつ」”＜創刊号＞を作成しました。

今後は令和4年3月まで毎月発行いたします。

市民の方に無料で配布していますので、ご希望の方は、社会福祉協議会またはお近くの地域包括支援センター（たよれーる）までお知らせください。



令和3年度ボランティア体験プログラムについて

「ボランティア活動って、どんなものがあるかわからない」という声が聞かれます。

ボランティア活動を実践している方々より、体験しやすいプログラムをご提供いただき、ボランティア活動を始めるきっかけづくり、障がい者への理解を深めることを目的として実施いたします。

○点訳コース	11月30日・12月7日・12月14日	全3回	10:00～11:00
○朗読コース	11月30日・12月7日・12月14日	全3回	14:00～15:00
○手話コース	11月22日・11月29日・12月6日	全3回	19:00～20:00

参加希望される方は社会福祉協議会（電話：32－0007）まで申込下さい。

※なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止する場合がありますので、ご了承願います。



「えにわ社協だより」は共同募金の助成を受けて発行しています

今回の広報発行は令和3年12月予定です。

愛情銀行へ

ご寄付をありがとうございます。

令和3年6月～8月までに愛情銀行へ預託をされました方々を紹介します

敬称略

金銭預託

木村岩夫、東山佳子、野原和子、吉田愛子、中川一幸、小玉忠治、千葉朋志、野村昌子、若林絹江、大崎セツ子、菅谷庸子、寺崎ケイ子、吉毛利宅一郎、稲井忍、平山光昭、伊藤和義、谷越英士、寺田節子、藤島克恵、鎌田宏行、野月泰夫、青木恵子、佐藤慶子、水高圭子、河内光弘、温井千景、伊藤博之、PSビバレッジ、(株)アプココーポレーション

物品預託

(ペットボトルキャップ、リングプル、福祉用具、使用済み切手、テレカ等)

中岡康隆、村田泰治、佐藤紘吉、佐野淑子、川田すい子、小野佑子、土屋博、木村貴士、石塚達夫、吉田壽夫、石塚文子、三ツ野千晶、黒田貞子、小林梨恵、渡邊秀男、砂澤淑子、米中正子、渡邊ふみ、上田充、菊田曠・浩子、小村敏子、前田絹代、齋藤沙奈、原ミツ子、廣井玉枝、梶山ユキ、諸星一郎、佐々木逸卯、加納亜希子、橘禮子、平塚トモ子、石川徹、奥田幸子、エム・エス・ケー農業機械(株)、山崎製パン(株)、(株)シンモク、レンゴー(株)、島松寿町町内会、恵庭市役所、島松支所、恵み野出張所、幸町寿クラブ、黄金ふれあいセンター、美しいまちづくり恵庭ネットワーク、黄金南曙クラブ、恵光産業(株)、たけやま書店、恵庭市体育協会、えにわ市民プラザ・アイル、恵み野北町内会、恵み野東むつみ会、やまびこ作業所、白樺北町内会、京都セラミックコンダクタ、工房恵庭、(株)玉川組、(株)よねざわ工業、ライト美容室、桜町女性部、北恵庭駐屯地曹友会、ひまわりグループ、フレスポ恵み野、石上車輛(株)

ペットボトルキャップの収集ボックスは、福祉会館、島松支所、恵み野出張所、総合体育館、市役所、市民会館に設置しております。
リングプルの収集ボックスは福祉会館に設置しております。
みなさまのご協力に感謝いたします。

日本赤十字社 国内災害義援金募集中 【社協窓口で受付しています】

義援金名称	受付期間
平成30年7月豪雨災害義援金	令和4年6月30日(木)まで
令和2年7月豪雨災害義援金	令和4年3月31日(木)まで
令和3年7月大雨災害義援金	令和3年12月28日(火)まで
令和3年台風第9号等大雨災害義援金	令和3年12月28日(火)まで
令和3年8月大雨災害義援金	令和4年3月31日(木)まで

2022カレンダーリサイクル市については
次回の広報でお知らせいたします

